指定訪問看護ステーションナースネット

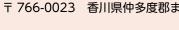
TEL 0877-89-1477 FAX 087-883-0039

指定居宅介護支援事業所プランネット

TEL 0877-89-0250 FAX 087-883-0039

株式会社 トータルライフネット

〒 766-0023 香川県仲多度郡まんのう町吉野 2189 番地 1





仲南荘 277-2011

やすらぎ荘 ☆84-2201 まんのう町川東1502-1



医療法人社団 林泉会

〒766-0026 香川県仲多度郡まんのう町岸上1638-30

林医院

TEL(0877)75-5125 FAX(0877)75-4075

介護老人保健施設 一次リーンヒル満濃 居宅介護支援事業所 TEL(0877)73-0625 FAX(0877)73-0626







仲多度郡まんのう町炭所西 1521-1 (長炭橋西詰め) TEL 0877-79-1300

❸ 医療法人圭良会

信頼される医療・保健・福祉を提供し、地域の健康増進に貢献する

○ 永生病院

まんのう町買田 221-3 73-3300

○居宅介護支援事業所いこいの郷

73-3655

○ 通所介護 いこいの家 73-3718 ○ 通所介護 げんきの郷 まんのう町買田 102-1 58-8811

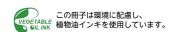
元気ふれあいほっと安心 地域で共にいきるまちづくり 砂社会福祉法人まんのう町社会福祉協議会

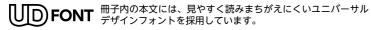
- 居宅介護支援事業所
- 訪問介護事業所

〒769-0313 まんのう町生間415番地1 電話 0877-77-2997 FAX 0877-77-2992









介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

みんなのあんしん



まんのう町

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

40 歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とすることで、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。

本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにしていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

※今後、制度改正等により、内容が一部変更になる場合があります。

もくじ

🔛 令和6年度 介護保険制度改正のポイント

◆介護保険サービスに関して

介護予防支援を居宅介護支援事業者に依頼できるように。(令和6年4月から) ▶ 15ページ 一部の福祉用具について貸与と購入を選択できるように。(令和6年4月から) ▶ 18ページ

◆介護保険サービスの費用・保険料に関する主な変更点

介護保険サービスを利用した際にかかる費用の変更。(令和6年4月から) ▶ 11 ~ 20 ページ 特定入所者介護サービス費の限度額の変更。(令和6年8月から) ▶ 26 ページ 介護保険料の変更。(令和6年4月から) ▶ 29 ページ

介護保険法より

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

介護保険制度のしくみ ・・・・・・・・・・・・・・ 4 住み慣れた地域でいつまでも元気に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
サービス利用の手順 6 サービス利用の流れ① 6 要介護認定の流れ 6 サービス利用の流れ② 8
介護サービス【要介護】~5の方へ】・・・・・・10 介護サービス (居宅サービス) の種類と費用のめやす ····· 10 施設サービスの種類と費用のめやす ····· 14
介護予防サービス【要支援 1・2 の方へ】 … 15 介護予防サービスの種類と費用のめやす 15
福祉用具貸与・購入、住宅改修 18 生活環境を整えるサービス 18
地域密着型サービス ······· 20 住み慣れた地域で受けるサービス ······· 20
地域支援事業 (総合事業) 22 総合事業を利用して自分らしい生活を続けましょう 22
費用の支払い 25 自己負担限度額と負担の軽減 25
介護保険料の決まり方・納め方 28 社会全体で介護保険を支えています 28
医療機関と介護サービス提供事業者 31
高齢者サービス、認知症、 地域包括ケアシステム43
まんのう町の高齢者サービス 43 認知症ケアパス 48 ものわすれ相談・まんまんカフェとは? 50 認知症の早期発見のめやす 51 地域包括ケアシステムとは? 52
在宅医療、成年後見制度 ・・・・・・・・・・・・・・ 54 在宅で受けられる医療 ・・・・・・・ 54 成年後見制度について ・・・・・・・・・ 55

費用の支払い

決まり方・納め方

介護保険の保険証

介護保険のサービスを利用するときなどに 必要になります。大切に保管しましょう。

65歳以上の方は

65歳になる月の翌月始めまでに全員に交付 されます。

40~64歳の方は

認定を受けた方に交付されます。

【保険証が必要なとき】

- ・要介護認定を申請(更新)するとき
- ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するとき など



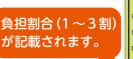
負担割合証

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援 サービス事業対象者には、負担割合(1~3) 割)を示す「介護保険負担割合証」が交付さ れます。

※負担割合に関して、詳しくは10ページ。

【負担割合証が必要なとき】

・介護保険サービス等を利用するとき 【有効期限】1年間(8月1日~翌年7月31日)



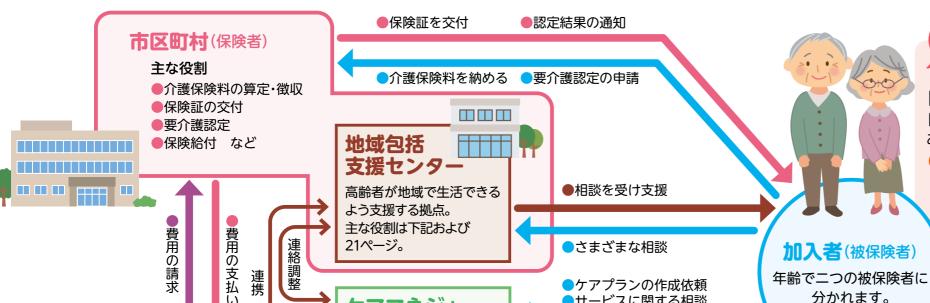


介護保険負担割合証

介護保険の保険証、負担割合証はイメージです。 実際のものとは異なります。

住み慣れた地域でいつまでも 元気に

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。 40 歳以上の皆さ んが加入者 (被保険者) となり、保険料を納め、 介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで介護保険サービスを利用できます。運営は市区町村が行っています。



65歳以上の方 (第1号被保険者)

【介護保険を利用できる方】

「要介護認定」(介護や支援が必要で あるという認定)を受けた方

(要介護認定 →6~7ページ)

※65歳以上の方は、介護が必要に なった原因を問わず、介護保険を 利用できます。

ただし、交通事故などの第三者行 為が原因の場合は、市区町村へ届 け出をお願いします。

介護サービスの相談窓口と なってくれる介護の専門家。 主な役割は下記。

ケアマネジャー

●ケアプランの作成 ●相談を受け支援

●ケアプランの作成依頼

サービスに関する相談

など

サービスを利用し、 所得に応じた負担割合1~3割を支払う

●高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談へ

●介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント

●高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

●サービスの提供

の対応、支援

40~64歳の方 (第2号被保険者)

【介護保険を利用できる方】 介護保険の対象となる病気*が原因 で「要介護認定」を受けた方。 交通事故などが原因の場合は、介護 保険の対象外となります。

※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種 類が指定されています。

年齢で二つの被保険者に

分かれます。

- ●がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込み) がない状態に至ったと判断したものに限る)
- きん い しゅくせいそくさくこう か しょう こうじゅうじんたいこっ か しょう ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靱帯骨化症
- ●骨折を伴う骨粗しょう症 ●初老期における認知症
- しんこうせいかくしょうせい ま ひ だいのう ひ しつ き ていかくへんせいしょうおよ
 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症

- ●多系統萎縮症
- ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- へいそくせいどうみゃくこう かしょう まんせいへいそくせいはいしっかん ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
- ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

「地域包括支援センター」とは?

介護サービス・

提供事業者

介護予防サービス

指定を受けた社会福祉法人、医療

法人、民間企業、非営利組織など

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合 相談窓口です。

→詳しくは21ページ。

「ケアマネジャー」とはどんな人?

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態に あったサービスが利用できるように導いてくれる 介護サービスの窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- ●要介護認定の申請代行 ●ケアプランの作成
- ●介護サービス事業者との連絡調整

【 主にどんなことをするの? 】

●サービスの再評価とサービス計画の練り直し

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

サービス利用の流れ(1)

介護サービスや介護 予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、 まずは、地域包括支援センターに相談しましょう。



① 相談する

地域包括支援センターで、相談の目的を伝 えます。希望するサービスがあれば伝え ましょう。

・介護サービスが必要

・住宅改修が必要 など



・生活に不安があるがどんな サービスを利用したらよい かわからない



・介護予防に 取り組みたい など

など

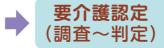


② 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。 まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを 紹介します。

要介護認定を受ける

要介護認定の



市区町村の窓口等に申請して、 要介護認定を受けます。(下記参照)

基本チェックリストを受ける

25 の質問項目で日常生活に必要な機能が 低下していないかを調べます。

介護予防・生活支援サービス事業のみを 希望する場合には、基本チェックリストに よる判定で、サービスを利用できます。

③ 体の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって 心身の状態が判定されます。

要介護度

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当

生活機能の低下が

みられる

(事業対象者*)

自立した生活が

送れる

※事業対象者とは「介護予防・生活支援サービス事業」の 対象者のことです。また、要介護認定は、事業対象者となったあとでも申請できます。

介護が必要な度合い

必要な支援の度合いによって、利用できるサービス

4 利用できるサービス

は異なります。一般介護予防事業は、65歳以上の すべての方が利用できます。

介護サービス を利用できます。



介護予防サービス を利用できます。



総合事業

介護予防·生活支援 サービス事業 を利用できます。



-般介護予防事業



を利用できます。



要介護認定の流れ 介護 (予防) サービスを利用するには、要介護認定 を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

①要介護認定の申請

申請の窓口は福祉保険課(地域包括 支援センター)です。申請は、本人の ほか家族でもできます。

次のところでも申請の依頼ができます。 (更新申請も含みます)

- •居宅介護支援事業者
- •介護保険施設

申請に必要なもの

申請書

本庁、支所、出張所の窓口に置いてあります。

|介護保険証(介護保険被保険者証)

40~64歳の方は健康保険の保険証が必要です。

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入 する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておき ましょう。

②要介護認定(調査~判定)

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、 介護や支援が必要な度合い (要介護度)が決まります。

●訪問調査

調査員が自宅などを訪問し、心身の状態などに ついて聞き取る。

●主治医の意見書

まんのう町の依頼により主治医が意見書を作成。

●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目 をコンピュータに入力し、一次判定を行う。

●二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が 審査する。

手順-ビス利用の

サービス

費用の支払い

地域包括ケアシステム高齢者サービス、認知症、

サービス

サービス利用の流れ②

要介護1~5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支 援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。また、要支援 1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業対象者は地域包括支援 センターに連絡します。

ケアプラン (どのようなサービスをどのくらい利用 するかを決めた計画書)を作成する際は、どんな生活 を送れるようになりたいか、という希望をしっかり 伝えましょう。



自宅で暮らしながら サービスを利用したい

自宅を中心に利用する

介護サービスの種類 $(P.10 \sim)$

要介護



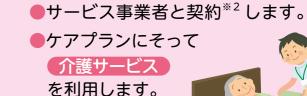
①居宅介護支援事業者に連絡します

- ●事業者一覧 (P.31、P.34) の中 などから居宅介護支援事業者 (ケアマネジャーを配置してい るサービス事業者)を選び、連絡 します。
- ●担当のケアマネジャーが決まり ます。



②ケアプラン*1を 作成します

●担当のケアマネジャーと 相談しながらケアプラン を作成します。 🦰



③サービスを利用します



介護保険施設へ 入所したい

施設サービス



①介護保険施設に連絡します

●入所前に見学するなどサー ビス内容や利用料について 検討した上で、施設に直接 申し込みます。(町内、近隣 の施設はP.31、P.35)



②ケアプラン*1を 作成します

> ●入所する施設のケアマネ ジャーと相談しながらケア プランを作成します。

③サービスを利用します

●ケアプランにそって 介護保険の

施設サービス を利用します。



①地域包括支援センター(73-0125) に連絡します

●地域包括支援センターに連絡、相談 をします。

介護予防サービス の種類 (P.15~)

介護予防・生活支援サービス事業に ついて (P.24)



②職員などに希望を 伝えます

●家族や地域包括支援センター の職員などと、これからどの ような生活を希望するのかな どについて話し合います。



③介護予防ケアプラン*1 を作成します

●地域包括支援センターの 職員などと相談しながら 介護予防ケアプランを作 成します。



4サービスを利用します

●サービス事業者と契約^{※2} します。

●介護予防ケアプランにそって 介護予防サービス)および

介護予防・生活支援サービス事業

を利用します。



- ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。
- ※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

手順-ビス利用の

サービス

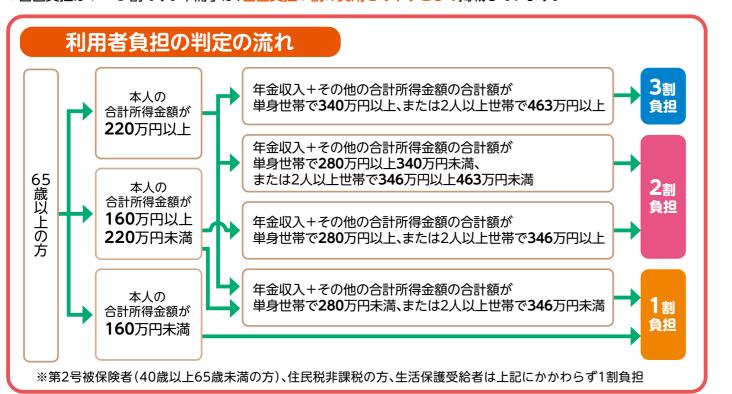
(総合事業)地域支援事業

費用の支払い

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設に これらのサービスのなかから、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

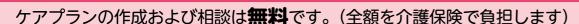
※自己負担は1~3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。



ケアプランの作成・サービス利用についての相談

居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心 して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。



納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが 大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生 活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービ ス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケ アプランの見直しができますので、遠盧なくケアマネジャーに相談してください。



入所する など、さまざまな種類のサービスが用意されています。

※費用は施設の体制などによって異なります。※ 地域密着型サービス については20ページをご覧ください。

日常生活の手助けをしてもらう

訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活 援助を受けます。

〈身体介護〉

- ●食事、入浴、排せつのお世話
- ●衣類やシーツの交換 など

〈生活援助〉

- ●住居の掃除、洗濯、買い物
- ●食事の準備、調理 など

※生活援助のサービスは、本人が一人暮 らしで身体状況などにより自分では 家事が困難な場合や、同居する家族等 が傷害や疾病等、または同様のやむを 得ない事情により、家事が困難な場合

自己負担(1割)のめやす

身体介護 中心	20 分~ 30 分未満	244円
	30 分以上 1 時間未満	387円
生活援助	20 分~ 45 分未満	179円
中心	45 分以上	220円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回) 97円

♠以下のサービスは、介護保険の対象外です

に利用できます。

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の 範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- ●本人以外の家族のための家事
- ●ペットの世話 ●草むしり・花の手入れ
- ●来客の応対
- ●模様替え
- ●洗車 など

自宅を訪問してもらう

訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込 んでもらい、入浴の 介助を受けます。



自己負担 (1割)のめやす

1,266円

訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪 問してもらい、自宅でリ ハビリを受けます。

> 令和6年 5月まで

令和6年 6月から

1回20分 307円 308円

介護保険制度の

ユニット型個室 ユニット型個室的多床室

836円

883 円

948 円

997円 1,003円

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす

令和6年5月まで 令和6年6月から

お医者さんの指導のもとの助言・管理

きょたくりょうようかん り し どう 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士など に訪問してもらい、薬の飲み方、食事など 療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす

【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	514円	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円	362円

ほうもんかん ご

看護師などに訪問してもらい、 床ずれの手当てや点滴の管理 をしてもらいます。



823円

白己負担(1割)のめやす

病院•	20分~30分未満	398円	399円
診療所から	30分~1時間未満	573円	574円
訪問看護	20分~30分未満	470円	471円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

ステーションから 30分~1時間未満 821円

施設に通う

通所介護【デイサービス】

デイサービスセンターで、食事・入浴などの 介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設/7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	658円
要介護 2	777 円
要介護 3	900円
要介護 4	1,023円

※利用するメニューによって 別に費用が加算されます。

個別機能訓練 56円/1日 200円/1回 栄養改善 · □腔機能向上 150 円/1回 要介護 5 1,148 円

> ※食費、日常生活費は別途負担 となります。

通所リハビリテーション「ディケア」

介護老人保健施設や病院・ 診療所で、日帰りの機能訓練 などが受けられます。

自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設/7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	757円	762円
要介護 2	897円	903円
要介護 3	1,039円	1,046 円
要介護 4	1.206 円	1.215円

令和6年5月まで 令和6年6月から ※利用するメニューに よって別に費用が加算 されます。

> 200円/1回 口腔機能向上

要介護 5 1,369 円 1,379 円

介護保険と障害福祉サービスを受けられる共生型サービス

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。 障害福祉事業所の指定を受けていれば、介護保険事業所の指定も受けやすくなります。(逆の場合も同じ)

など



共生型サービス事業所

障害福祉サービス事業所等

介護保険事業所

【対象サービス】

訪問介護 デイサービス ショートステイ

障害福祉サービスを受けてきた方が65歳になると、なじみの事業所で サービスを受け続けることが難しいという問題がありました(65歳以 上で公的サービスを受ける場合、介護保険が優先されるため)。

この問題を解消するために「共生型サービス」があります。

※自己負担は1~3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

短期間施設に泊まる

短期入所生活介護 【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所し て、食事・入浴などの介護や機能訓練が 受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護 1	603円	603円	704円
要介護 2	672 円	672円	772円
要介護 3	745 円	745 円	847円
要介護 4	815円	815円	918円
要介護 5	884円	884円	987円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

多床室

830円

880円

944円

971 円 | 1,052 円 | 1,056 円

たん き にゅうしょりょうようかい ご

【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに

短期間入所して、医療に

よるケアや介護、機能訓

練などが受けられます。

【介護老人保健施設の場合】

要介護度|従来型個室|

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

753円

801円

864円

918円

※連続した利用が30日を超えた場合、31日日からは全額自己負担となります。

【居室の違い】

- ●従来型個室:共同生活室(リビングスペース)を併設していない個室 ●多床室:定員2人以上の個室ではない居室
- ●ユニット型個室:共同生活室(リビングスペース)を併設している個室
- ●ユニット型個室的多床室:ユニット型個室に準じた完全な個室ではない居室。

施設に入っている方が利用する介護サービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方 が受けるサービスです。食事・入浴など の介護や機能訓練を受けられます。サー ビスは、包括型(一般型)と、外部の事業 者がサービスを提供する外部サービス 利用型に区分されます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

10,01	32-71
要介護 1	542円
要介護 2	609円
要介護 3	679円
要介護 4	744 円
要介護 5	813円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



福祉用具貸与・購入、住宅改修……… 18・19 ページ **地域密着型サービス………………20 ページ**

低所得の障害者の方のための負担の減免が行われます。 → 27 ページ

施設サービスの種類と費用のめやす

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。

介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。

入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。

- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。
- ※居室の違いは、13ページを参照してください。
- ※自己負担は1~3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。



生活介護が中心の施設

かい ご ろうじんふく し しせつ 介護老人福祉施設

【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が 対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護 や健康管理が受けられます。

1カ月(30日)あたりの 施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	約21,960円	約21,960円	約24,450円
要介護 4	約24,060円	約24,060円	約26,580円
要介護 5	約26,130円	約26,130円	約28,650円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です

介護やリハビリが中心の施設

かい ご ろうじん ほ けん し せつ 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が 必要な方が対象の施設です。医学的な管理のも とで介護や看護、リハビリが受けられます。

1カ月(30日)あたりの 施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約21,510円	約23,790円	約24,060円
要介護 2	約22,890円	約25,290円	約25,440円
要介護 3	約24,840円	約27,240円	約27,390円
要介護 4	約26,490円	約28,830円	約29,040円
要介護 5	約27,960円	約30,360円	約30,540円

長期療養の機能を備えた施設

かい ご いりょういん 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設 です。医療と介護 (日常生活上の世話) が一体的に 受けられます。

1カ月(30日)あたりの 施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約21,630円	約24,990円	約25,500円
要介護 2	約24,960円	約28,290円	約28,800円
要介護 3	約32,100円	約35,460円	約35,970円
要介護 4	約35,160円	約38,490円	約39,000円
要介護 5	約37,890円	約41,250円	約41,760円

介護予防サービス【要支援1・2の方へ】

介護予防サービスの 種類と費用のめやす



介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。 できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきと した生活を送れるよう支援します。

- ※費用は施設の体制などによって異なります。
- ※ 地域密着型サービス については 20 ページをご覧ください。
- ※自己負担は1~3割です(負担割合については10ページ)。 本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

介護予防支援

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを 作成してもらうほか、利用者が安心して介護予防サービスを 利用できるよう支援してもらいます。

②変更ポイント

市区町村から指定を受けた介護予防ケアプランの作成を、 居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)

介護予防ケアプランの作成および相談は無料です。(全額を介護保険で負担します)

自宅を訪問してもらう

かい ご よ ぼう

浴室がない場合や浴室の利用が難しい 場合に入浴のお手伝いの サービスを受けられます。

自己負担(1割)のめやす

856円



かい ご よ ぼうほうもん 介護予防訪問 リハビリテーション

専門家に訪問してもらい、利用者が自分で 行える体操やリハビリなどの 指導を受けます。

自己負担 (1割)のめやす 5月まで 令和6年 6月から

1回20分 307円 298円 介護保険制度の

費用の支払い

介護予防サービスの種類と費用のめやす

お医者さんの指導のもとの助言・管理

かい ご よ ぼうきょたくりょうようかん り し どう 🍷 かい ご よ ぼう ほう もん かん ご

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士など に訪問してもらい、薬の飲み方、食事など 療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす 【単一建物居住者1人に行う場合】

令和6年 令和6年 |5月まで| 6月から

医師の場合(月2回まで) 514円 515円 歯科医師の場合(月2回まで) 516円 517円 医療機関の薬剤師の場合(月2回まで) 565円 566円 517円 518円 薬局の薬剤師の場合(月4回まで) 361円 362円 歯科衛生士等の場合(月4回まで)

介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、 介護予防を目的とした療養上の お世話や必要な診療の補助など を受けます。

自己負担(1割)のめやす

ステ-

令和6年 令和6年 5月まで 6月から

病院・ 診療所から	20分~30分未満	381円	382円
	30分~1時間未満	552円	553円
訪問看護	20分~30分未満	450円	451円
ステーションから	30分~1時間未満	792 田	794田

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

かい ご よ ぼうつうしょ

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活 機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- ●食事に関する指導など(栄養改善)
- ■□の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練指導など(□腔機能向上) などのメニューを選択して利用できます。

1カ月あたりの 自己負担(1割)のめやす

要支援 1

要支援 2

令和6年5月まで



2.053 円 2.268円 3.999 円 4,228円 ※利用するメニューによって別に費用が加算されま

•栄養改善 200円/月 ・口腔機能向上

150円/月

※食費、日常生活費は別途負担となります。

介護予防が大切なのはなぜ?

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。実際、要介護度が軽い方 について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状 態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分で行い、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分ら しい自立した生活を目指すことができるのです。



など

※自己負担は1~3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

短期間施設に泊まる

かい ご よ ぼう

介護予防

短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、 食事・入浴などのサービスや、生活機能 の維持向上のための機能訓練が受けられ ます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室		
要支援 1	451円	451 円	529円		
要支援 2	561 円	561 円	656円		

かい ご よ ぼう

短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、 医療や介護、生活機能の維持向上のため の機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	579円	613円	624円
要支援 2	726 円	774 円	789 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。 ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。



福祉用具貸与・購入、住宅改修……… 18・19 ページ **地域密着型サービス……………20 ページ**

介護保険制度の

ービス

サービス

生活環境を整えるサービス

व

境

を

え

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

ふくしょうぐたいよ かいごょぼうふくしょうぐたいよ 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。 要介護度によって利用できる用具が異なります。

= 利用できる。

✓ - 百川レーブ利田できない

★ = 原則としく利用できない。▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。	要介護1	2•3	4.5
・手すり(工事をともなわないもの) ・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ	0	0	0
・車いす ・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト	×	0	0
・自動排せつ処理装置			0

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1~3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

- ・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。 ※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- ・事業者には下記①、②が義務付けられています。
- ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
- ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。
- 一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から) 変更ポイント

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点つえ(松葉づえを除く)、多点つえについては、福祉用具専門相談員 またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う





とくていふくしようぐこうにゅう とくていかいご よぼうふく しょう ぐこうにゅう 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入

購入費支給の対象は、次の6種類です。

- ●腰掛便座 (便座の底上げ部材を含む)
- ●移動用リフトのつり具の部分
- ●入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- ●簡易浴槽

- ●排せつ予測支援機器
- ●自動排せつ処理装置の交換部品

年間10万円が上限で、その1~3割が自己負担です。費用が10万円 かかった場合、1~3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業 者から購入した場合は、 支給の対象になりません のでご注意ください。

す

る

を

え

より安全な生活が送れるように住宅を改修する



きょたくかい ご じゅうたくかいしゅう かい ご ょ ぼうじゅうたくかいしゅう 12 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

申請が必要です

生活環境を整えるための住宅改修に対 し、20万円を上限として費用の7~9 割が住宅改修費として支給されます。 (費用が20万円かかった場合、自己負 担1割の場合2万円、2割の場合4万円、 3割の場合6万円が自己負担額です)

●工事の前に保険給付の対象となるかど うかを、ケアマネジャーか市区町村の窓 口に相談しましょう。

> 和式便器から -洋式便器への取り替え

> > 手すりの取り付け

滑りにくい床材・移動しやすい 床材への変更



○介護保険の対象となる工事の例

- ●手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- ●滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- ●開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- ■和式から洋式への便器の取り替え
- ●その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合が あります。

支給限度額/20万円まで(原則1回限り) 20万円が上限で、その1~3割が自己負担です。

- ※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて 使うこともできます。
- ※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった 場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受ける には、要介護認定を受けている ことが前提となります。 また、住宅改修を利用するとき には、複数の業者から見積りを とりましょう。



手続きの流れ(事前と事後の申請が必要です) 【償還払い(後から払い戻される)の場合】

●ケアマネジャーや市区町村の窓口等に 相談します。

●工事を始める前に、市区町村の窓口に 必要な書類を提出します。

【申請書類の例】

- ·支給申請書
 - ・住宅改修が必要な理由書
- ・工事着工前の写真(日付入り)
- ・工事費の見積書(利用者宛のもの) 等

●市区町村から着工の許可が下りてから着工します。

工事• 支払い

●改修費用を事業所にいったん全額支払 います。

●市区町村の窓口に支給申請のための書 類を提出します。

【申請書類の例】

- ・改修後の写真(日付入り)・工事費の内訳書
- ・領収書 (利用者宛のもの) 等

●工事が介護保険の対象であると認められ 払い戻し た場合、介護保険対象工事代金の7~9 割が支給されます。

19

住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。(サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります)

※基本的には利用者は事業所のある市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。

- ※費用は施設の体制などによって異なります。
- ※自己負担は1~3割です(負担割合については10ページ)。
- 本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

認知症の方向けのサービス

にん ち しょうたいおうがたきょうどうせいかつかい ご 認知症対応型共同生活介護

【グループホーム】

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	749円
要介護 1	753円
要介護 2	788円
要介護 3	812円
要介護 4	828円
要介護 5	845円



※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。 ※要支援1の方は利用できません。

地域の小規模な施設に移り住んで受ける介護サービス

ち いきみっちゃくがた

地域密着型

とくてい し せつにゅうきょしゃせいかつかい ご

特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	546円	
要介護 2	614円	
要介護 3	685円	
要介護 4	750円	
要介護 5	820円	



※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。 ※要支援の方は利用できません。

小規模な施設の通所介護サービス

ち いきみっちゃくがたつうしょかい ご 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、 食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで 受けられます。 自己負担(1割)のめやす 【7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	753円
要介護 2	890円
要介護 3	1,032円
要介護 4	1,172円
要介護 5	1,312円



※食費、日常生活費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

地域包括支援センターのご案内

地域包括支援センターは 高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう支援するための拠点です。介護に関する悩みや心配ごとのほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援を行っています。



地域包括支援センターが行っている主な支援

自立した生活が できるよう 介護予防をすすめます



要支援 1・2 と認定された方や、 介護が必要となるおそれがある 方への支援を行います(介護予 防ケアプランの作成など)。

介護に関する悩みなど さまざまな相談に 応じます



介護が必要な高齢者やその家族 のために、介護に関する相談の ほか、福祉や医療など、さまざ まな相談を受け付けています。

高齢者のみなさんの 権利を守ります



消費者被害などへの対応、成年 後見制度の利用支援や、高齢者 の虐待防止や早期発見・早期対 応などに取り組みます。

暮らしやすい地域づくりに 取り組んでいます

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らす ことができるよう、介護サービス事業者や医 療・行政機関のネットワークづくりを進めて います。

また、主任ケアマネジャーが地域のケアマネジャーの支援・指導を行い、質の高いサービス提供に努めます。



介護保険制度のサ

サービス利用の

介護サービス

サービス

修り、地域で

(総合事業) 地域支援事業

費用の支払い

決まり方・納め・

介護サービス提供事業医療機関と

地域包括ケアシステー

成年後見制度 在宅医療**、**

サービス

総合事業を利用して自分らし い生活を続けましょう

総合事業とは

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、

介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の二つからなります。

地域のニーズや実情に応じた多様なサービスが提供されることが期待されています。

総合事業のポイント

- 要支援1・2の方は、介護予防・生活支援サービス事業 と 介護予防サービス を利用でき ます。
- 介護予防・生活支援サービス事業 のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定 で利用できます。(要介護認定は不要です)

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

●訪問型サービス ●通所型サービス

対象者

- ・要支援 1・2 の認定を受けた方
- ・基本チェックリストにより生活機能の 低下がみられた方



さまざまなサービス で皆さまの暮らしを 支援します。

一般介護予防事業

●介護予防教室など



・65 歳以上のすべての高齢者が対象

要支援 1・2 の方が利用できるサービス

介護予防サービス

- ●介護予防訪問入浴介護
- ●介護予防訪問看護
- ●介護予防福祉用具貸与 等
- ●介護予防居宅療養管理指導
- ●介護予防通所リハビリテーション
- ●介護予防短期入所生活介護●地域密着型の介護予防サービス

介護予防・生活支援 サービス事業

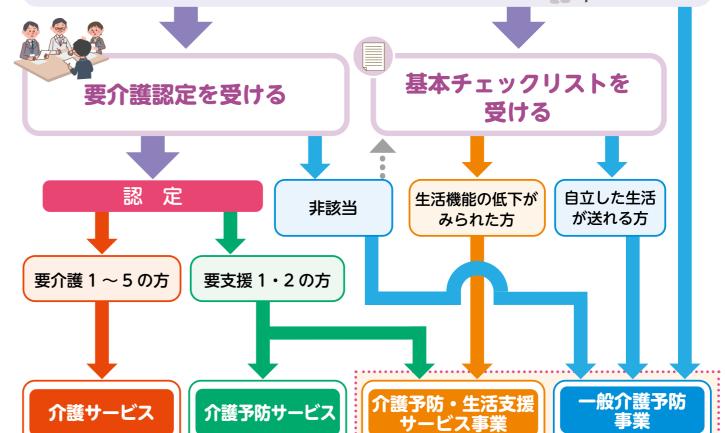
- ●訪問型サービス
- ●通所型サービス

総合事業 利用の流れ

総合事業には、要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリストにより生活機能の低下が みられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利 用できる「一般介護予防事業」があります。

相談する(65歳以上の方)

地域包括支援センターまたは市区町村に相談します。



を利用できます。

を利用できます。

※介護予防・生活支援サービス事業対象者となったあ とでも、要介護認定を申請することができます。

を利用できます。

を利用できます。

(65歳以上のすべての 高齢者が利用可能)

総合事業

基本チェックリストとは

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生 活に必要な機能が低下していないかを調べます。 介護予防・生活支援サービス事業のみを希望す る場合には、基本チェックリストによる判定で、 サービスを利用できます。

基本チェックリスト(一部)

- □バスや電車で1人で外出していますか?
- □転倒に対する不安は大きいですか?
- □週に1回以上は外出していますか?
- □今日が何月何日かわからない時がありますか?

総合事業で利用できるサービス

介護予防・牛活支援サービス事業

自立した生活を送るため、日常生活の手助けをしてもらう

介護予防訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが訪問し、生活援助(食事の準備や 調理等)、身体介護(食事や入浴、排せつの介助等)を 行います。

●利用回数 週1回~ ケアマネジャーとの話し合い により、決まります。

●利用料 1回単価で、利用回数により異なります。

1回あたりの利用者負担のめやす

標準的な内容	287円
生活援助が中心 (20分以上45分未満)	179円
生活援助が中心 (45分以上)	220円
短時間の身体介護が中心	163円

※利用者負担割合1割の場合

訪問型サービス A

ヘルパー等が訪問し、買い物、調理、掃除、洗濯、布団干し等を行います。※身体介護は行いません。

- ●利用回数 週1回~2回 ケアマネジャーとの話し合いにより、決まります。
- ■利用料 1回202円(利用者負担割合1割の場合)

※生活援助のサービスは、本人が一人暮らしで身体状況などにより自分では家事が困難な場合や、同居する 家族等が傷害や疾病等、または同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合に利用できます。

通所介護施設で食事や入浴などのサービスを受ける

介護予防通所介護相当サービス

通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や 生活機能向上のための機能訓練を行います。

1回あたりの利用者負担のめやす

週 1 回程度利用	436円
週2回程度利用	447円

※利用者負担割合1割の場合

- ●利用回数 週1~2回 ケアマネジャーとの話し合いにより、決まります。
- 利用料 1回単価で、利用回数により異なります。

生活機能維持向上のためのレクリエーション活動を行う

通所型サービスA

入浴、排せつ、食事などの介助を行わないサービス。軽運動や手芸等の運動機能向上、 脳活性化を目的としたレクリエーション活動を行います。

- ●利用回数 週1~2回 ケアマネジャーとの話し合いにより、決まります。
- ●利用料 1回345円(利用者負担割合1割の場合)

一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者を対象とした、介護予防・認知症予防について学ぶ教室などを開催します。

費用の支払い

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1~3割を支払います。 自己負担が高くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

● 介護保険サービスは1~3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、利用料の1~3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに 1カ月に1~3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。 限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分が全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護 1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護 2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護 3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

支給限度額の範囲内でサービ スを利用した場合は、1~3 割の自己負担となります。 支給限度額を超えてサービス を利用した場合は、超えた分 が全額自己負担となります。

利用者負担額

24,115円



(例) 要介護1(1割負担)の方が、175,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額は



■支給限度額に含まれないサービス

- •特定福祉用具購入
- ・居宅介護住宅改修
- ・特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く) ・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- ・認知症対応型共同生活介護 (短期利用を除く)
- ・介護保険施設に入所して利用するサービス
- ·居宅療養管理指導
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ※介護予防サービスについても同様です。

事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、 自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けら れています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム (https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp)」 から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にして

ください。

また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみること をお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。

介護保険制度の

●施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費 の1~3割

居住
(滞在)

+

→ 日常生活費

(理美容代など)

自己負担

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

変更ポイント

施設の平均的な費用をもとに、 基準費用額が定められています。 実際の費用は施設と利用者との 契約により決められます。

	従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	食費
令和6年 7月まで	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,445円
令和6年8月から	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	2,066円	1,728円	1,445円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。 ※令和7年8月から老健・医療院で室料を徴収する場合、多床室は697円になります。

●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

●給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

居住費の限度額を変更。(令和6年8月から)

	利用者		また現の4½円※1 預貯金等の 居住費(※		(滞在費)	滞在費)			
	負担 段階		所得の状況 ^{*1}	資産 ^{**2} の状況	従来型 個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	施設
		生	活保護受給者の方等	要件なし	490円				
令和	1	世帯全	老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	(320円)	0円	820円	490円	300円
6	2	員	前年の合計所得金額+年金収	単身:650万円以下	490円	370円	820円	490円	390円
年 フ		員が住	入額が80万円以下の方	夫婦:1,650万円以下	(420円)	2/0/1	020[]	LIOCE	[600円]
月 ま で	3-(1)		前年の合計所得金額+年金収入	単身:550万円以下	1,310円	370⊞	1,310円	1 3100	650円
ぎ	3-(1)	税	額が80万円超120万円以下の方	夫婦:1,550万円以下	(820円)	3/0	1,510	1,510	[1,000円]
Υ	3-2	民税非課税	前年の合計所得金額+年金収	単身:500万円以下	1,310円	370円	1,310円	1,310円	1,360円
		忧	入額が120万円超の方	夫婦:1,500万円以下	(820円)				[1,300円]

		生	活保護受給者の方等	要件なし	550円				
令和	1	世帯全	老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	(380円)	0円	880円	550円	300円
6 年 8	2	員がた	前年の合計所得金額+年金収 入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 [600円]
月から	3-①	 	前年の合計所得金額+年金収入 額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円 [1,000円]
	3-2	非課税	前年の合計所得金額+年金収 入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円 [1,300円]

- 【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。
- ()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- ※1 住民票上世帯が異なる (世帯分離している) 配偶者 (婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止 法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外) の所得も判断材料とします。
- ※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
- *第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1~3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- ●給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- ●施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満 (年収約770万円以上約1,160万円未満)の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- ●給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- ●同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- ●自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

	区分	限度額
基	901万円超	212万円
準総	600万円超~901万円以下	141万円
所得	210万円超~600万円以下	67 万円
額	210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

	区分	限度額	
課税所	690万円以上	212万円	
柷託	380万円以上690万円未満	141万円	
得	145万円以上380万円未満	67 万円	
一般 (住民税課税世帯の方) 56 万円			
低	所得者(住民税非課税世帯の方)	31万円	
	世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19 万円	

●低所得の障害者の方のための負担軽減

一定の要件を満たした方が障害福祉サービスに相当するサービスを介護保険で利用する場合、償還払いにより、利用者負担分が軽減されます。

【要件】 ① 介護保険サービスに相当する障害福祉サービス (居宅介護、生活介護等) に係る支給決定を65 歳に達する前に5年間引き続き受けていた方

- ② 障害福祉サービスに相当する介護保険サービス (訪問介護、通所介護等)を利用する方
- ③ 障害支援区分2以上であった方
- ④ 住民税非課税者または生活保護世帯の方
- ⑤ 65 歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方

護保険制度の

サービス利用の

利用の一介護サー

サービス

住宅改修 証用具貸与·購入、

こス (総

総合事業)の支援事業の表表の

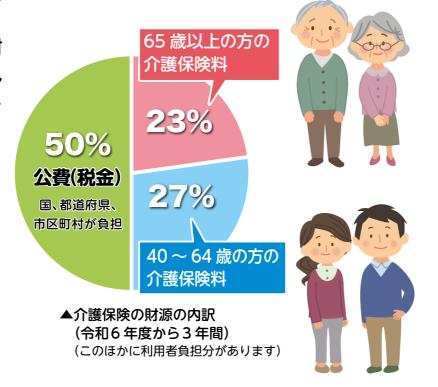
費用の支払い / 介護児

料の一定療機

ービス提供事業者 地域療機関と 高齢

ム 成年後見制症 在宅医療

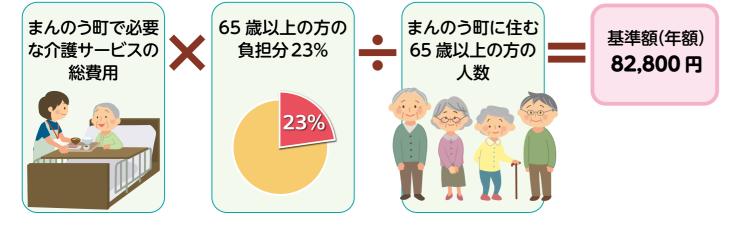
介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。 介護保険料はきちんと納めましょう。



65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、まんのう町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方



基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。 介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくならないよう本人や世帯 の課税状況や所得に応じて決まります。

あなたの介護保険料を確認しましょう

まんのう町の令和6年度から3年間の介護保険料の基準額 82,800 円 (年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

● 所得段階別介護保険料

所得				対象者					
段階		果税状況		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		年額			
第 1 段階	世帯	本人		ど齢福祉年金*1の受給者 又は生活保護の受給者	0.285	23,500円			
_	非課		合課税	80万円以下					
第 2 段階	税	非 課	所得金額	120万円以下	0.485	40,100円			
第3段階		税	報入※2	120万円超え	0.685	56,700円			
第4段階	課		の合計	80万円以下	0.900	74,500円			
第5段階	税					ēΤ	80万円超え	1.000 (標準)	82,800円
第6段階				120万円未満	1.200	99,300円			
第7段階				120万円以上210万円未満	1.300	107,600円			
第8段階						210万円以上320万円未満	1.500	124,200円	
第9段階		課	合計品	320万円以上420万円未満	1.700	140,700円			
第10段階		税	合計所得金額	420万円以上520万円未満	1.900	157,300円			
第11段階			額	520万円以上620万円未満	2.100	173,800円			
第12段階				620万円以上720万円未満	2.300	190,400円			
第13段階				720万円以上	2.400	198,700円			

[※] **1 老齢福祉年金** 明治44年 (1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年 (1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

介護保険制度の

サービス利用の

の一介護サービス

かービス

住宅改修福祉用具貸与·購入

ナーごえ
地域密着型

(総合事業) 地域支援事業

費用の支払い一介護

が納め方 介護サード 険料の 医療

ービス提供事業者 地域療機関と 高齢

地域包括ケアシステムに齢者サービス、認知症、

成年後見制度

^{※2} 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1~5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳以上になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。

納め方は受給している年金*の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

※受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額 18 万円未満の方 →

【納付書】や【□座振替】で各自納めます

- ●介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- ●市区町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、



口座振替が 便利ね

口座振替が便利です。



②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、 申し込みます。

※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

年金が年額 18万円以上の方 → 年金から【天引き】になります

●介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の 年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。



●特別徴収の対象者となると、おおむね6か月後から介護保険料が天引きになります。

0

こんなときは、一時的に納付書で納めます

- ●年度途中で介護保険料が増額になった
- ●年度途中で65歳になった
- ●年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- ●年度途中で他の市区町村から転入した
- ●介護保険料が減額になった
- ●年金が一時差し止めになった など

医療機関と介護サービス提供事業者

まんのう町内の介護サービス

提供事業者

(令和6年4月現在)(市外局番:0877)

居宅介護支援(ケアプラン作成)

事業所名	所在地	電話
満濃荘老人介護支援センター	長尾 1102 番地	79-3326
居宅介護支援 小国	四條 777 番地	75-2373
居宅介護支援事業所 だん路	四條 179 番地	58-8312
居宅介護支援事業所グリーンヒル満濃	岸上 1638 番地 30	73-0625
やすらぎ荘ケアプランセンター	川東 1502 番地 1	84-2201
まんのう町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	生間 415 番地 1	77-2997
医療法人圭良会 居宅介護支援事業所 いこいの郷	買田 221 番地 3 永生病院	73-3655
指定居宅介護支援事業所 プランネット	吉野 2189 番地 1	89-0250

地域包括支援センター

事業所名	所在地	電話
まんのう町地域包括支援センター	吉野下 430 番地	73-0125

訪問介護(ホームヘルプサービス)

事業所名	所在地	電話
まんのう町社会福祉協議会 訪問介護事業所	生間 415 番地 1	77-2997
セントケアまんのう	吉野下 193 番地 2 高橋ビル 2 階 102 号室	75-1088

訪問看護

事業所名	所在地	電話
指定訪問看護ステーション ナースネット	吉野 2189 番地 1	89-1477

訪問リハビリテーション

事業所名	所在地	電話
山本ヒフ泌尿器科医院 訪問リハビリテーション	四條 1105 番地 1	75-6156

音说省

サービス地域密着型

介護保険制度の

ービス

サービス

(総合事業) (総合事業)

文払い 一 決ま

万一介護サービス提供事の一の医療機関し

心域包括ケアシステムに齢者サービス、認知症、

6年後見制度在宅医療、

通所介護 (デイサービス)

事業所名	所在地	電話
満濃荘老人デイサービスセンター	長尾 1102 番地	79-3011
小国医院 通所介護 百百の家	四條 777 番地	75-2373
デイサービスセンター だん路	四條 179 番地	58-8311
通所介護 いこいの家	買田 221 番地 3 永生病院	73-3718
通所介護 げんきの郷	買田 102 番地 1	58-8811
仲南荘老人デイサービスセンター	帆山 505 番地	77-2011
やすらぎ荘老人デイサービスセンター	川東 1512 番地	84-2210

通所リハビリテーション (デイケア)

事業所名	所在地	電話
川口医院	炭所西 1529 番地 5	79-0711
山本ヒフ泌尿器科医院 通所リハビリテーション	四條 1105 番地 1	75-6156
小国医院通所リハビリテーション 百百の家	四條 777 番地	75-2373
グリーンヒル満濃	岸上 1638 番地 30	73-0625
永生病院	買田 221 番地 3	73-3300

短期入所生活介護(ショートステイ)

事業所名	所在地	電話
ショートステイ かりんの郷	炭所西 1521 番地 1	79-1300
特別養護老人ホーム 満濃荘	長尾 1102 番地	79-3011
グループホーム よりあい	東高篠 285 番地 1	58-8755
特別養護老人ホームの仲南荘	帆山 505 番地	77-2011
特別養護老人ホーム やすらぎ荘	川東 1502 番地 1	84-2201

短期入所療養介護

事業所名	所在地	電話
小国医院	四條 777 番地	75-2317
介護老人保健施設 グリーンヒル満濃	岸上 1638 番地 30	73-0625
永生病院	買田 221 番地 3	73-3300

特定施設

事業所名	所在地	電話
特定施設入居者生活介護 かりんの郷	炭所西 1521 番地 1	79-1300
介護付有料老人ホーム かりんの郷	炭所西 1521 番地 1	79-1300
フラワーガーデンまんのう	吉野下 416 番地	75-1165

老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

	事業所名	所在地	電話
特別養護老人ホーム	満濃荘	長尾 1102 番地	79-3011
特別養護老人ホーム	仲南荘	帆山 505 番地	77-2011
特別養護老人ホーム	やすらぎ荘	川東 1502 番地 1	84-2201

老人保健施設

事業所名	所在地	電話
介護老人保健施設 グリーンヒル満濃	岸上 1638 番地 30	73-0625

医療院

事業所名	所在地	電話
小国医院	四條 777 番地	75-2317
永生病院	買田 221 番地 3	73-3300

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

事業所名	所在地	電話
グループホーム かりんの郷	炭所西 1521 番地 1	79-1300
グループホーム よりあい	東高篠 285 番地 1	58-8755



近隣地域の介護サービス 提供事業者 (令和6年4月現在)



居宅介護支援(ケアプラン作成)

事業所名	所在地	電話
池田内科医院 居宅介護支援事業所	琴平町 736 番地 1	73-2007
琴平老人の家 指定居宅介護支援事業所	琴平町榎井 572 番地 1	75-4071
なごみの家 指定居宅介護支援事業所	琴平町榎井 780 番地 1	73-2800
琴平町社会福祉協議会	琴平町榎井 891 番地 1	75-1371
クレールみどり老人介護支援センター	琴平町苗田 402 番地 1	75-5561

地域包括支援センター

事業所名	所在地	電話
琴平町地域包括支援センター	琴平町榎井 891 番地 1	75-6880

訪問介護(ホームヘルプサービス)

事業所名	所在地	電話
琴平老人の家 指定訪問介護事業所	琴平町榎井 572 番地 1	75-4071
琴平町社会福祉協議会	琴平町榎井 891 番地 1	75-1371
指定訪問介護事業所 千手ケア	琴平町榎井 104 番地 1	85-6386

訪問看護

事業所名	所在地	電話
訪問看護がだい福	琴平町上櫛梨 1423 番地 5	43-2214

訪問リハビリテーション

事業所名	所在地	電話
岩佐病院	琴平町榎井 775 番地	73-3535

通所介護 (デイサービス)

事業所名	所在地	電話
デイサービス なごみの家	琴平町榎井 780 番地 1	73-2800
クレールみどり デイサービスセンター	琴平町苗田 402 番地 1	75-5577
デイサービス いけだ	琴平町 736 番地 1	73-5537

通所リハビリテーション(デイケア)

事業所名	所在地	電話
デイケア ステップ	琴平町 750 番地	58-8270
指定通所リハビリテーション事業所 ふぁみりえ	琴平町 378 番地 1	75-6565

福祉用具貸与

事業所名	所在地	電話
(株)イシカワ	琴平町榎井 34 番地 1	75-2750

福祉用具販売

事業所名	所在地	電話
(株)イシカワ	琴平町榎井 34 番地 1	75-2750

短期入所生活介護(ショートステイ)

事業所名	所在地	電話			
特別養護老人ホーム クレールみどり	琴平町苗田 402 番地 1	75-5577			

短期入所療養介護

事業所名	所在地	電話
介護老人保健施設 ふぁみりえ	琴平町 378 番地 1	75-6565

老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

事業所名	所在地	電話
特別養護老人ホーム クレールみどり	琴平町苗田 402 番地 1	75-5577

老人保健施設

事業所名	所在地	電話
介護老人保健施設 ふぁみりえ	琴平町 378 番地 1	75-6565

医療院

事業所名	所在地	電話
おおにし介護医療院	琴平町 350 番地 10	75-5101

手順

介護サ ービス

サービス

住宅改修 住宅改修 サービス地域密着型

(総合事業)

費用の支払い 決まり方・納め方の護保険料の

地域包括ケアシステム 成年後見制度高齢者サービス、認知症、 在宅医療、

 しくみ
 手順

 介護保険制度の
 サービス利用の

 介護サービス

サービス

住宅改修 サービス (総合事業) 関用の支払い 介護リカ・納め方 介護リンス提事業 地域包括ケアシステム 成年後見制度福祉用具貸与・購入、 地域密着型 地域支援事業 費用の支払い 介護保険料の 医療機関と 高齢者サービス、認知症、 在宅医療、

まんのう町 医療と介護連携マップ (P.36~37)

医療機関

No	名称	所在地	電話番号
0	いわさき循環器科内科クリニック	東高篠1378番地1	75-2700
2	永生病院	買田221番地3	73-3300
3	小国医院	四條 777 番地	75-2317
4	大山内科医院	吉野1572番地1	79-3311
6	川口医院	炭所西1528番地1	79-0711
6	たかお整形外科医院	四條678番地	75-1127
7	中川医院	帆山121番地	77-2330
8	林医院	岸上1638番地30	75-5125
9	ふかだクリニック	四條 179 番地	73-2211
0	まんのう町国民健康保険造田診療所	造田1974番地1	85-2318
•	まんのう町国民健康保険美合診療所	川東1496番地1	84-2411
D	山本ヒフ泌尿器科医院	四條1105番地1	75-3112

歯科医療機関

No	名称	所在地	電話番号
0	岩山歯科医院	四條416番地3	75-0409
2	かわむら歯科医院	四條 179 番地	75-6480
3	多田歯科医院	吉野1082番地1	79-3781
4	平田歯科医院	炭所西771番地	79-2113
6	真室歯科医院	吉野2668番地3	79-1418
6	まんのう町国民健康保険造田歯科診療所	造田1974番地1	85-2288

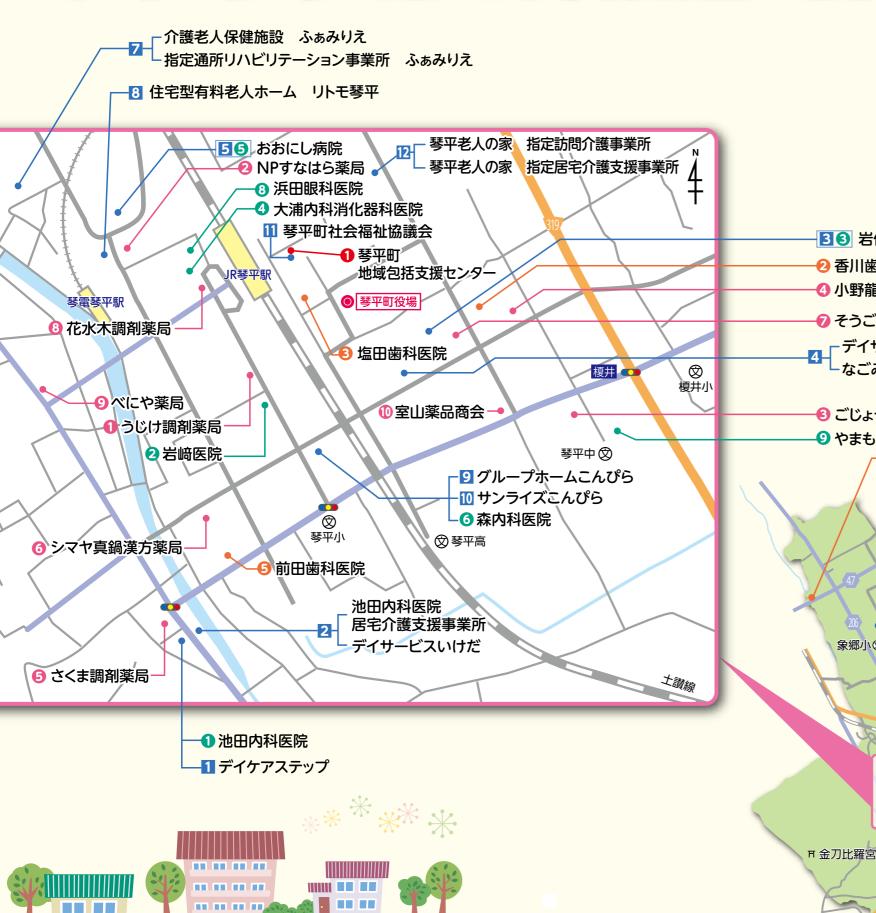
薬局

No	名称	所在地	電話番号
0	アインス マンノウ薬局	四條676番地5	75-2013
2	アピス薬局	四條1129番地1	73-0270
3	アライブ薬局長炭店	炭所西1525番地4	79-1967
4	吉野調剤薬局	吉野1572番地8	79-2666
6	四條薬局	四條 179 番地	58-8015
6	スター薬局 四條店	四條784番地5	75-0710
7	DRUGHOUSE幹薬局	吉野下948番地1	75-5598
8	なのはな薬局	東高篠1377番地1	75-2877
9	わかば調剤薬局 仲南店	買田233番地11	56-4312

【介護サービス提供者一覧】

				居宅サービス						居宅サービス 施設士		ービ	ス	地域語 サー	着型 ビス			
No	事業所の名称	所在地	電話番号	居宅介護支援	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設	老人福祉施設	老人保健施設	介護医療院	通所介護	認知症対応型共同生活介護	
1	永生病院 居宅介護支援事業所 いこいの郷 通所介護いこいの家	買田221番地3	73-3300	•				•	•		•				•			
2	通所介護げんきの郷 (永生病院)	買田102番地1	58-8811					•										
3	小国医院 居宅介護支援小国 百百の家	四條777 番地	75-2317	•					•		•				•	•		
4	川口医院	炭所西 1529 番地 5	79-0711						•									
5	かりんの郷	炭所西 1521 番地 1	79-1300							•		•					•	
6	グリーンヒル満濃	岸上1638番地30	73-0625	•					•		•			•				
7	セントケアまんのう	吉野下193番地2 高橋ビル102号室	75-1088		•													
8	だん路	四條179番地	58-8311	•				•										
9	仲南荘	帆山505番地	77-2011					•		•			•					
10	フラワーガーデンまんのう	吉野下416番地	75-1165									•						
111	プランネット 訪問看護ステーション ナースネット	吉野2189番地1	89-0250	•		•												
12	満濃荘	長尾1102番地	79-3011	•				•		•			•					
13	まんのう町社会福祉協議会	生間 415 番地1	77-2997	•	•													
14	やすらぎ荘	川東1502番地1	84-2201	•				•		•			•					
15	山本ヒフ泌尿器科医院	四條1105番地1	75-3112				•		•									
16	よりあい	東高篠 285 番地1	58-8755							•							•	

琴平町医療と介護連携マップ





33 岩佐病院

2 香川歯科医院

🕢 小野龍雲堂薬局

🕡 そうごう薬局 琴平店

ユーデイサービス なごみの家 -なごみの家 指定居宅介護支援事業所

🕙 ごじょう薬局

❷ やまもと耳鼻咽頭科



事業所千手ケア

-13 株式会社 イシカワ

€ うつみ ▲ 歯科医院

五条眼科医院

- ヴィスポことひら

地域包括支援センター

No	名称	所在地	電話番号
0	琴平町地域包括 支援センター	榎井891番地1	75-6880

医療機関

No	名称	所在地	電話番号		
0	池田内科医院	琴平町750番地	73-2366		
2	岩﨑医院	琴平町 283 番地 1	75-5161 73-3535 75-1600 75-5101 73-4188		
8	岩佐病院	榎井775番地			
4	大浦内科消化器科医院	榎井853番地28			
6	おおにし病院	琴平町 350 番地 10			
6	森内科医院	琴平町 167 番地			
0	五条眼科医院	五條210番地	75-5040		
8	浜田眼科医院	榎井873番地3	73-3322		
9	やまもと耳鼻咽頭科	五條636番地3	75-4133		

歯科医療機関

No	名称	所在地	電話番号		
0	うつみ歯科医院	榎井69番地3	75-4182		
2	香川歯科医院	榎井614番地	75-2311 75-3497		
3	塩田歯科医院	榎井817番地17			
4	嶋田歯科医院	上櫛梨1463番地9	75-4172		
6	前田歯科医院	琴平町 198 番地	75-3873		

No	名称	所在地	電話番号		
0	うじけ調剤薬局	琴平町 296 番地1	58-9065		
2	NPすなはら薬局	琴平町 320 番地 18	75-2300		
3	ごじょう薬局	五條653番地1	75-6588		
4	小野龍雲堂薬局	榎井671番地	75-2753		
6	さくま調剤薬局	琴平町753番地4	58-8850		
6	シマヤ真鍋漢方薬局	琴平町 225 番地	75-3574		
7	そうごう薬局 琴平店	榎井775番地13	73-3781		
8	花水木調剤薬局	榎井853番地3	56-4500		
9	べにや薬局	琴平町 664 番地 5	75-6163		
0	室山薬品商会	五條710番地3	75-2512		

高齢者サービス、認知症、地域包括ケアシステム

琴平町介護サービス提供事業者一覧

							居宅	サー	ビス				地域	諸型 ビス	#	施設 ービ	ス	その	D他				
NO	事業所の名称	所在地	電話番号	居宅介護支援	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与・販売	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	有料老人ホーム	ケアハウス				
1	デイケアステップ	琴平町 750 番地	58-8270						•														
2	池田内科医院 居宅介護支援事業所	琴平町 736 番地1	73-2007	•																			
	デイサービスいけだ	750 田地 1	73-5537					•															
3	岩佐病院	榎井 775 番地	73-3535				•																
4	デイサービス なごみの家 なごみの家 指定居宅介護支援事業所	榎井 780 番地1	73-2800	•				•															
5	おおにし病院	琴平町 350 番地10	75-5101														•						
	特別養護老人ホーム クレールみどり									•					•								
6	ケアハウス クレールみどり		苗田	苗田			75-5577																•
0	クレールみどり デイサービスセンター	402番地1						•															
	クレールみどり 老人介護支援センター		75-5561	•																			
7	介護老人保健施設 ふぁみりえ	琴平町	75-6565								•					•							
/	指定通所リハビリテーション 事業所 ふぁみりえ	378番地1	75-0505						•														
8	住宅型有料老人ホーム リトモ琴平	琴平町 355番地1	75-5222															•					
9	グループホームこんぴら	琴平町 167 番地	73-0811										•										
10	サンライズこんぴら	琴平町 167 番地	58-8600											•									
11	琴平町社会福祉協議会	榎井 891 番地1	75-1371	•	•																		
12	琴平老人の家 指定訪問介護事業所 琴平老人の家 指定居宅介護支援事業所	榎井 572 番地1	75-4071	•	•																		
13	株式会社(イシカワ	榎井 34 番地1	75-2750									•											
14	訪問看護がだい福	上櫛梨 1423 番地5	43-2214			•																	
15	指定訪問介護事業所 千手ケア	榎井 104 番地1	85-6386		•																		

まんのう町の高齢者サービス

ひとり暮らしや高齢者世帯の方のためのサービス

給食サービス

対象者 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者 のみの世帯等で調理の困難な方

内容 栄養のバランスがとれた食事(昼食)を提 供し安否確認を行います



利用者負担金

300円/回(月9回まで)

民生委員もしくはケアマネジャーの証明: 📻



寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

対象者 要介護3以上、身体障がい者1級又は2級、 療育手帳(A)か A に該当する方

内 容 掛布団、敷布団、毛布、枕、マットレスの うち3点を洗濯及び乾燥、消毒します 年2回(5月申請6月実施、10月申請11月実施)

利用者負担金 600円/回



対象者 65 歳以上の高齢者で日常生活を営むのに支障が ある方

内 容 生活支援・話相手など

問合せ先 まんのう町社会福祉協議会 ささえあいセンター (まんのう町役場本庁内) 75-5081



 しくみ
 手順

 介護保険制度の
 サービス利用の

か 一 ビス

(総合事業)

費用の支払い

緊急通報体制整備事業

対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者並びに身 体障害者のみの世帯等

内 容 緊急通報装置を給付して急に具合が悪くな るなどの緊急時に対応します



利用者負担金

住民税に応じて(別表1参照)

民生委員もしくはケアマネジャーの証明:

緊急通報装置費用負担基準

	利用者世帯の階層区分	利用者負担(円)
	利用名巴带V/哈洛区力	緊急通報装置
Α	生活保護法による被保護世帯	0
В	生計中心者が住民税非課税世帯	0
С	生計中心者の住民税年額が 14,000 円以下の世帯	16,300
D	生計中心者の住民税年額が 14,001 円以上 34,000 円以下の世帯	28,400
E	生計中心者の住民税年額が 34,001 円以上 84,000 円以下の世帯	42,800
F	生計中心者の住民税年額が 84,001 円以上 144,000 円以下の世帯	52,400
G	生計中心者の住民税年額が 144,001 円以上の世帯	全額

介護認定を受けていない方のためのサービス

いきいきふれあいサロン

対象者 65歳以上の閉じこもりがちな高齢者、要介 護状態になるおそれのある在宅高齢者

内 容 各地区の公民館などで、趣味活動などのレク リエーションを行います



利用者負担金

300円/回

生きがいデイサービス

対象者 65歳以上の閉じこもりがちな高齢者、要 介護状態になるおそれのある在宅高齢者

内容 満濃荘・仲南荘・やすらぎ荘で趣味活動な

どのレクリエーションを行います

利用者負担金

1,000円/回



高齢者を介護している家族の方のためのサービス

家族介護用品支給事業

対象者 要介護 4・5 以上で、住民税非課税世帯 に属する高齢者を在宅で介護している同 一世帯の家族の方

内 容 紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、 清拭剤、ドライシャンプーを支給します (年間限度額:75,000円)



在宅寝たきり老人介護家庭福祉手当支給

対象者 要介護 4・5 の認定を受けてから 6 カ月 以上を経過した寝たきりの高齢者を在宅 で介護している同一世帯の家族の方

内 容 毎年4月、10月に福祉手当を支給します

民生委員もしくはケアマネジャーの証明:



家族介護者交流事業

対象者 在宅で高齢者を介護している家族

内 容 心身のリフレッシュを図るための旅行

利用者負担金

日帰り旅行 1,500 円 (宿泊の場合 2,500 円)



徘徊高齢者等 位置情報検索サービス利用助成金支給

対象者 要介護又は要支援状態の徘徊のおそれのある方 を在宅で介護している家族の方

内 容 位置情報端末機や位置情報検索サービスの 利用に係る初期費用を助成します (限度額:対象者1人につき1回限り10,000円)



高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業

対象者 65 歳以上の行方不明になる可能性のある高齢者等

内容

認知症等により徘徊、行方不明になった場合に、協力員へのメール配信等を通じて、早期発見、 早期保護と高齢者等の安全と家族への支援を図ります



※各事業の申請書は福祉保険課(地域包括支援センター)、仲南支所、琴南支所にあります。

お問い合わせ▶

地域包括支援センター(73-0125)

















反在谷里,

険制度の

サービス利用の

介護サービス

サービス

サービス地域密着型

(総合事業)

費用の支払い

決まり方・納め方介護保険料の

野ービス提供事業者と

認知症の方とご家族に適時、適切 なサービスと情報提供を行います

認知症の進行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
	正常 軽度認知障害(MCI) 認知症の疑い 認知症の症状はあるが日常生活は自立				誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要常に介護が必要			
本人の様子	・自立	・もの忘れは多少あるが日常生活は自立 【MCIとは】 正常と認知症の中間の状態		 ・買い物の時にお札でしか支払えない ・同じ物を何回も買う ・ATMの操作ができない ・身なりを気にしなくなる ・薬の飲み忘れ ・趣味をやめてしまう ・意欲低下 ・食事の支度ができない ・火の消し忘れ 	にミスが目立つ ・服の着方がおかしい うまくできない ・トイレ、入浴に介助が必要 ・電話の対応や訪問者の対応が一人では難しい ・遠くに住む子供や孫がわから ・飲み込みが悪くなり食めてしまう ・たびたび道に迷う ・家電が扱えない なくなったり、思しい人がわ またしまる		の疎通が難しい ・食事を口から、ほと		
家族の気持ち		が認知症に		だばできるはず。とまどい。否定。 明けられないで一人で悩む時期。	混乱。怒り。他人の前ではしっかりするが、身近な人には原 自分だけがなぜ。相手のペースに振り回され、疲れ切ってし		て に介護が必要、介護量が 。割り切り。 - 1	受容。自分自身に投影。 最期をどう迎えるか。	
介護保険			介護保険の検討	介護保険の認定申請	介護サービスの利用				
介護予防·悪化予防	介護	, 予防教室/生きがいディ	´サービス/みらくる II 遅	 動教室/栄養相談/脳の健康教室/		<u> </u>			
者とのつながり	公民的		第業/老人クラブ/高齢者	学級/いきいきふれあいサロン	通所介護/通所リハビリテーション	1			
援	小地	域ふれあいサロン			- 1		訪問リハビリテーション	(介護保険サービス)	
±事•役割支援	仲善月	広域シルバー人材セン·	9-						
	緊急	通報装置の設置/給食+	ナービス事業/民生委員や	や地域による見守り支援/認知症サポーターによる見守り ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	支援/高齢者等徘徊SOSネットワーク事業				
安否確認・見守り		り·声かけ·ほっと安心事 「…	業		1			,	
	傾聴	ボランティア				徘徊高齢者位置情報検索サー 	ビス利用助成金支給事業 十		
				ビス/福祉タクシー券助成事業		l			
				援事業/買物支援移動販売店(あいあいマーケット) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
生活支援	福祉	サービス利用援助事業	/地域生活支援事業〈琴南						
				成年後見制度/日常生活自立支援事業					
							+		
身体介護					認知症対応型通所介護/通所介護/訪問介護		=+00 7 V/A=#		
							訪問入浴介護	-	
医療	ものフ	わすれ相談/こころの優 「	建康相談/認知症疾患医療	₹センター /もの忘れ相談医/かかりつけ医/かかりつけ藤	科医/かかりつけ薬局/造田・美合診療所/薬配達	Ţ.	期集中支援チーム 		
						訪問看護(介護保険サービス)	+		
家族支援	まん	のう町地域包括支援セ	ンター /家族介護者交流	事業/まんまんカフェ		I	<u> </u>		
							家族介護用品支給事業/在宅寝た	きり老人介護家庭福祉手当支給 	
緊急時支援(精神症	認知	症疾患医療センター /作	中多度南部消防組合119	番あんしん登録制度					
状が見られる等)					短期入所生活介護		_		
住まいサービス付き高齢	軽費	老人ホーム(ケアハウス	<u> </u>						
者住宅等居住系サービス					認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	/	·····································		

ものわすれ相談とは?

ものわすれの予防や、これからのすこやかな暮らしを続けて いくための取り組みなどについてアドバイスをさせていただ きます。

予約制 無料

日頃の心配ごとなども、ご相談ください。

□ 時 奇数月第1水曜日または木曜日 午前9:00~11:00

所要時間 約30分

場 まんのう町役場3階第1会議室

65歳以上の方(40歳以上若年性認知症含む)、その家族

自分の気づきを大切に、 まずは気軽に相談してみませんか?



まんまんカフェとは?

まんまんカフェとは、認知症に関心のある人、認知症が気になる 人、認知症の人とその家族、専門職の人などさまざまな人が 出会える場です。

おいしいお茶を飲みながらおしゃべりや情報交換をしませんか。 どなたでもお気軽にお立ち寄りください。



	場所	開催日	時間	費用
まんまんカフェ およりさん	高篠公民館 (まんのう町東高篠93-1)	第3水曜日 ※要予約 58-8755	13:30~15:30	
まんまんカフェ むぎっこ	山脇公民館 (まんのう町山脇 522-3)	第1火曜日	13:00~15:00	
まんまんカフェ みよしの	吉野公民館 (まんのう町吉野 1780-1)	第4水曜日	9:00~11:00	100円
まんまんカフェ かりん	カフェ one's (まんのう町炭所西1519-1)	第2火曜日 ※要予約 79-1300	9:30~11:30	100円
まんまんカフェ ことり	ことり庵 (まんのう町造田2586-2)	第2金曜日	13:00~15:00	
まんまんカフェ 茶の間	平野集会所 (まんのう町炭所西 207)	第4土曜日	13:30~15:30	

【 問合せ先 】 福祉保険課 地域包括支援センター ☎ (73)0125

認知症の早期発見のめやす



□ 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる

□ 同じことを何度も言う・問う・する

□ しまい忘れ・置き忘れが増え、いつも探し物をしている

□ 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う

●判断力・理解力が衰える

□ 料理・片づけ・計算・運転などのミスが多くなった

□ 新しいことが覚えられない

□ 話のつじつまが合わない

□ テレビ番組の内容の理解ができなくなった

●時間・場所が分からない

□ 約束の日時や場所を間違えるようになった

□ 慣れた道でも迷うことがある

●人柄が変わる

□ 些細なことで怒りっぽくなった

□ 周りへの気づかいがなくなり、頑固になった

□ 自分の失敗を人のせいにする

□「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた

●不安感が強い

□ 一人になると怖がったり寂しがったりする

□ 外出時に持ち物を何度も確かめる

□ 「頭が変になった」と本人が訴える

●意欲がなくなる

□ 下着を替えず、身だしなみを構わなくなった

□ 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった

□ ふさぎ込んで何をするのも億劫がり嫌がる

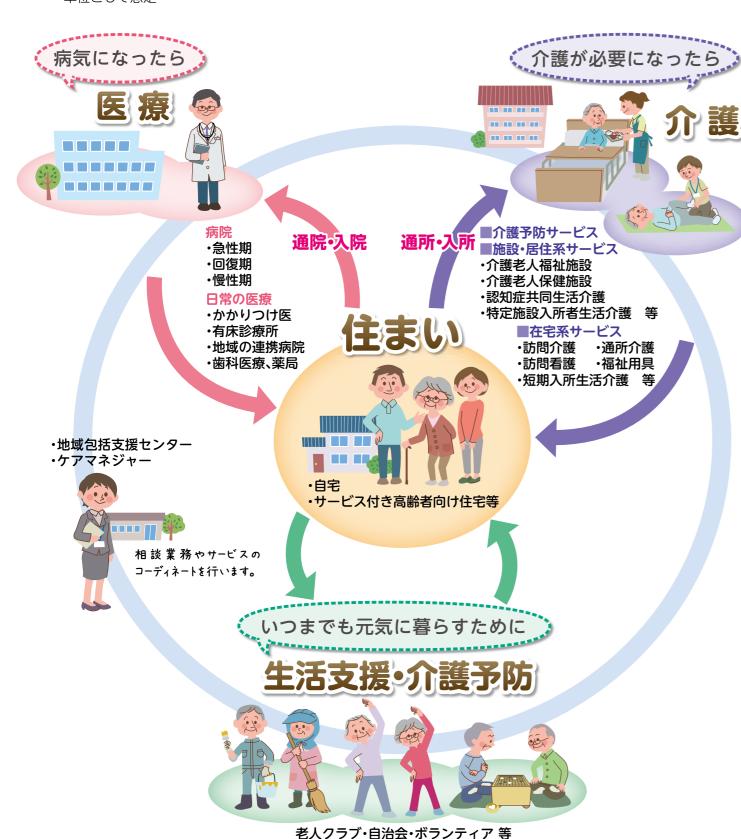
(公益社団法人 認知症の人と家族の会 作成)

52

地域包括ケアシステムとは?

すべての高齢者ができるかぎり住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、 地域全体で支えていくしくみが「地域包括ケア(地域包括ケアシステム)」です。

※地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域(具体的には中学校区)を 単位として想定



●地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」



出典:平成28年3月 地域包括ケア研究会報告 「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・ 家族がどのように心構えを持つかという地域生 活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる 「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介 護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医 療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福 祉」を葉として描いています。
- ●介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、 葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳 ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。

● 「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム

限りある財源のなかで、地域包括ケアを公的サービスだけで担うことは困難です。 地域包括ケアの実現には、自分のことは自分で行う「自助」を基本として、互いに支え合う 「互助」、互助では解決が難しい部分に「共助」、それでもうまくいかない部分には「公助」という4つの組み合わせが必要です。

自助 高齢者自身で健康維持に努めること。 生活を送るために自分のことは自分で行うこと。

互助 住民同士の助け合いやボランティア活動。

共助介護保険に代表される社会保険制度。

公助 生活保護などの公の社会保障。



「もともとあるサービスや強み」、「必要な支援やサービス」は 地域ごとに異なっています。

そのため、地域包括ケアは、地域ごと独自につくり上げる必要があります。 これは、全住民が当事者となり、数年に渡ってつくり上げていく 「地域づくり」ともいえるものです。 _____ の サービ

手順ニス利用の二介

住宅改修福祉用具貸与·購

ディス 地流密着型 地流

** *文援事業 | 書

費用の支払い

がまり方·納め方 が護保険料の

だけービス提供事業者 医療機関と

サービス利用の

介護保険制度の

サービス

ービス

在宅で受けられる医療

「在宅医療」とは、患者が生活している住まいへ医師や看護師などに訪問してもらい、診療や看護などを受けることです。高齢になると足腰の衰えなどにより、病院や診療所へ通うことが困難になってきますが、在宅医療であれば自宅にいながら、医療機関と同じような医療を受けられます。

・多職種連携で在宅医療を支えています

かかりつけ医

日頃の健康管理や体調が悪いときなど、まずはじめに相談できるお医者さんです。 在宅 医療に対応できない場合は、対応可能な医療 機関を紹介してもらえます。

●歯科医師・歯科衛生士

□の健康は、体全体の健康にも関わります。 歯科医師や歯科衛生士が訪問して、□の健康 を保つための治療やお手入れ方法などにつ いての指導を行います。

●薬剤師

薬剤師が訪問して処方された薬を届けるほか、薬の飲み方や使い方を指導したり、副作用が出ていないかを確認したりします。

●ケアマネジャー

利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護 サービスの窓口役です。

●管理栄養士

患者一人ひとりの状態にあった食生活を送れるよう、栄養状態の確認や調理・栄養についての指導を行います。

●リハビリ専門職

身体機能を維持・向上させ、立つ・歩く・食べるといった日常生活上の動作を行えるように、理学療法士、作業療法士などの専門職が訪問して、リハビリを行います。

●ホームヘルパー

自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。 リハビリや医療行為を頼むことはできません。

●看護師

医療処置や健康状態の確認に加え、患者や家族の 相談に乗ってくれたり様々な支援をしてくれます。

●医療ソーシャルワーカー

療養生活に関わる経済的・社会的な心配や、心理 的な問題などを解決するためのお手伝いをしま す。おもに病院内において、在宅療養へ移行する 際の調整をします。

もしものときのために 人生会議 「人生会議

~自らが望む、

人生の最終段階の医療・ケアについて 話し合ってみませんか~

もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、 共有する取組を「人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)」と呼びます。

話し合いの進めかた(例)

あなたが大切にしている ことは何ですか? あなたが信頼できる人は 誰ですか? 信頼できる人や医療・ケア チームと話し合いましたか? 話し合いの結果を大切な人たちに伝えて共有しましたか?

心身の状態に応じて意思は変化することがあるため、何度でも繰り返し考え話し合いましょう。

成年後見制度について

認知症や知的障害、精神障害などによって、判断能力が不十分な方について、本人の財産や権利を守る援助者を選ぶことにより、本人を法的に支援する制度です。

今は元気だけど、 今後が心配…

財産管理や

なくなってきた。

任意後見制度

今はまだ判断能力に心配はないが、将来に備えたい方は、あらかじめ支援する人(任意後見人)を決めておくことができます。

本人が任意後見人と契約をして、定めた内容について、本人の判断能力の低下後に支援が行われます。

相談・契約 公証役場(丸亀公証役場 ☎23-4734)

法定後見制度

判断能力が不十分な方が利用します。その方の判断能力に応じて、成年後見人、保佐人、補助人が選ばれます。また、支援の権限や内容の範囲も、 その方の判断能力によって決まります。

何について支援が受けられるの?

財産管理 本人の預貯金や不動産など財産の管理や契約などについて

身上監護 生活の維持・向上のための医療契約・介護サービス利用契約・申請 などの法律行為について

契約行為に自信が 申立てできる人

- (1)本人、配偶者、四親等内の親族(四親等内の血族、三親等内の姻族)
- (2)任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人
- (3)町長、検察官など

手 続 き 家庭裁判所

相談家庭裁判所、福祉保険課、社会福祉協議会

●まんのう町成年後見制度利用促進協議会

福祉保険課を中核とするネットワークを通じて専門的助言等の支援を確保し、本人の権利を擁護します。

